

労働者災害補償保険
年金・一時金給付等

452

令和 5 年 11 月 20 日

八王子労働基準監督署

八王子市明神町 4 丁目 2 番 2 号

八王子地方合同庁舎 3 階

電話番号 042-680-8923

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を下記のとおり決定したので通知します。

八王子

労働基準監督署長



不支給決定通知

請求書名	遺族補償年金支給請求書
請求人氏名	
決定年月日	令和 5 年 11 月 20 日
受付番号	
不支給理由	被災者(故・ 夫・ ととの間に生計維持関係は認められるものの労働者災害補償保険法第16条等の定める要件を充たさないため、遺族補償年金の受給資格者には該当せず、被災者の死亡当時18歳未満であった被災者の二男 様を受給権者とした遺族補償年金が既に支給決定されており、受給権者が18歳到達し遺族補償年金を失権した後、夫 様を遺族補償年金差額一時金の受給権者として支給決定しております。つきましては、本件遺族補償年金は既に支給決定済であるため、不支給と決定しました。

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 上記の保険給付に関する決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます。)に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。)、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。